

宝塚市階数表示変更に伴う案内表示等改修整備業務委託にかかる
委託事業者公募要項

令和4年10月

宝塚市階数表示変更に伴う案内表示等改修整備業務委託事業者(以下「事業者」という)の募集に参加される方は、この募集要項をご覧いただき、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 施設の概要

(1) 名称

宝塚市役所 本庁舎

(2) 住所

宝塚市東洋町1番1号

(3) 開庁時間

月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時30分

ただし、土曜日・日曜日・祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は閉庁。

2 業務内容

別紙2「階数表示変更に伴う案内表示等改修整備業務委託仕様書(案)」のとおり

3 提案限度額

金8,634,000円(消費税及び地方消費税を含む)

なお、見積価格が提案限度額を超過した場合は、失格とします。

4 契約期間

契約締結日～令和5年(2023年)3月31日

5 履行場所

宝塚市 東洋町 地内

6 申込資格

(1) 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、案内表示等改修整備業務について、地方自治体、公共施設、商業施設等での実績のある法人とします。

(2) 提出した書類を本市が審査し、資力や信用、設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないこととします。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、応募できません。

ア 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止を受けている者

イ 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格に関する規定)に該当する者

ウ 過去に本市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがある者

エ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。)第2条第3号に該当する者

オ 法人税、法人事業税及び宝塚市市税を滞納しているもの

7 申込方法

(1) 申込受付期間

募集開始～令和4年11月18日(金)

午前9時～午後5時まで(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)

(2) 申込受付場所

宝塚市東洋町1番1号

宝塚市総務部行政管理室管財課(3階)

(3) 申込に必要な書類

ア 申込書(別紙3)

イ 誓約書(別紙4)

ウ 類似業務の実績調書(別紙5)

エ 印鑑登録証明書(法人の代表者印鑑証明書)

※発行後3ヶ月以内の原本に限ります。

オ 商業登記の現在事項全部証明書の写し

※発行後3ヶ月以内のものに限ります。

カ 過去2年分の法人税、法人事業税及び宝塚市市税の未納のない証明(宝塚市からの課税がない場合は不要)

キ 会社概要(会社案内のパンフレット等)

ク 決算関係書類(直近3期分の損益計算書、貸借対照表)

ケ 価格提案書(別紙6)

コ 企画提案書(別紙7)

様式に収まらない場合は、別紙(様式不問)を作成してください。

※ ア～ケは1部、コは7部

※ コの記載内容については、下記10及び別紙7を参照してください。

(4) 申込の手続き

受付期間内に、申込に必要な書類を受付場所に郵送又は持参してください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送による受付も行いますが、提出

は受付期間内必着とさせていただきます。

(電話・ファックス及びインターネットによる受付は行いません。)

(5) 応募資格の確認について

提出した書類を受理し、内容を審査します。参加要件を満たさないと判断した場合のみ(応募資格不備等)受付を取り消し、その旨について後日、電話連絡及び書面通知を行います。

(6) 申込に当たっての留意事項

契約は、原則として応募申込書に記載された名義以外では行いません。

8 本庁舎の内覧

本業務にかかるサイン等の設置場所は、全て市役所本庁舎の共用部となっています。よって、宝塚市役所本庁舎の開庁時間内に自由に内覧して下さい。

ただし、その場で質問等がある場合においても、市担当者へ直接行わず、必ず下記9 募集内容及び仕様書等に対する質問及び回答の手続きによって質疑を行ってください。

9 募集内容及び仕様書等に対する質問及び回答

(1) 募集内容及び仕様書に関し質問がある場合は、下記期間内にメールにより管財課へ、質問書(別紙9)を提出してください。

公募開始から令和4年11月8日(火)まで

メールアドレス m-takarazuka0017@city.takarazuka.lg.jp

宝塚市総務部行政管理室管財課 宛

(2) 質問に対する回答

回答内容は令和4年11月10日(木)より、市ホームページ上に掲載します。

10 企画提案書の提出

企画提案書は、以下の内容を別紙7に沿って記載して下さい。

ア 本業務で設置するサイン(階数表示、庁内平面案内図、各階案内)の案とサインのデザインにかかる考え方

イ サインのユニバーサルデザイン・バリアフリーについての考え方

ウ 本業務で設置するサインのデザインと、村野藤吾が設計した本庁舎の外観・内観との調和についての考え方

エ 提案する庁内平面案内図、各階案内の更新のしやすさ

オ 作業実施工程の計画

11 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要項と合致していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要項に適合していないとき
- (3) 企画提案書等の提出後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記6に抵触することが明らかとなったとき
- (6) 正当な理由がなく下記12の事業者選定委員会に欠席したとき
- (7) 価格提案書のコル額が、前記3に示した価格(提案限度額)を超過しているとき

12 事業者の選定について

事業者選定委員会に出席頂き、提出された書類及び企画提案書の内容を総合的に評価し、一者を選定します。提出された企画提案書に対し、質問事項に回答していただく場合があります。

なお、事業者選定委員会は、令和4年11月28日(月)を予定しておりますのでご出席ください(宝塚市役所会議室)。詳細な時間・場所等については、申込書(別紙3)に記載された連絡先に令和4年11月21日(月)より、全応募事業者にメールにてお知らせします。

事業者選定委員会にて提案いただく際、液晶モニターを利用する場合は、液晶モニター(55インチ程度)は当方で準備致しますが、それに使用するパソコン類は持参頂くようお願い致します。(HDMIケーブルでパソコン等と液晶モニターを接続しますので、HDMIケーブル及びHDMIケーブルが接続可能なPC等をご持参ください。)

13 事業者の選定結果について

事業者に決定した者へは、選定結果を別途お知らせするとともに、本市ホームページで公表します。ただし、選定経過については公開しません。

14 契約手続き

- (1) 事業者に決定した者は、担当者と仕様について最終調整の上、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結します。契約手続きの詳細については、選定結果通知後、お知らせいたします。
- (2) 事業者に決定した後、契約締結交渉において、見積金額等合意に至らなかった場合、契約締結時まで上記11の失格事項に該当した場合は、得点により順位づけられた上位の者から順に契約交渉を行います。

15 事業者の決定の取消し

決定した事業者が次の事項に該当した場合、事業者の決定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なくして、市が指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合
- (2) 事業者が応募資格を満たしていないことが判明した場合、又は失った場合

16 その他

- (1) 契約の手続き及び履行に関する一切の費用については、事業者の負担となります。
- (2) 案内表示の設置等工事実施の際は、安全管理に努めて下さい。
- (3) 本要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、宝塚市契約規則等の関係法令に定めるところによって処理します。
- (4) 提出されたすべての申請書類等については、審査結果にかかわらず一切返還しませんのでご了承ください。
- (5) 宝塚市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響のおそれのある情報については、決定後の公開とします。

17 問い合わせ先

宝塚市総務部行政管理室管財課
兵庫県宝塚市東洋町1番1号(3階)

電話 (0797) - 77 - 2031

FAX (0797) - 72 - 1419

メールアドレス m-takarazuka0017@city.takarazuka.lg.jp